

小口事業資金融資（緊急特別運転資金）の利子補給額の拡充について

このことについて、下記のとおり決定しましたので、お知らせします。

記

1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、市内の事業者の資金繰り支援として、利子負担軽減拡大を実施する。

2 概要

令和2年4月24日から令和3年3月31日までに、小口事業資金融資条例第3条に定める緊急特別運転資金の融資あっせん決定をしたものについて、償還期間における支払利子の合計額の全額を利子補給金として交付する。

緊急特別運転資金 (令和2年4月24日から令和3年3月31日までにあっせん決定したもの)		
	新	旧
利子補給額	1年間の支払利子の合計額の <u>全額</u>	1年間の支払利子の合計額の <u>2分の1の額</u>